ハ　合併をし、会社分割により事業を承継させ、若しくは承継し、又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡若しくは譲受けをした場合
ニ　解散（合併によるものを除く。）をし、又は銀行業の廃止をした場合
ホ　銀行業に係る免許（当該免許に類する許可、登録その他の行政処分を含む。）を取り消された場合
ヘ　破産手続開始の決定があった場合

第二十六条第三項第三号及び第三号の二を次のように改める。

三　長期信用銀行持株会社を代表する取締役、長期信用銀行持株会社の常務に従事する取締役又は監査役（委員会設置会社にあつては、長期信用銀行持株会社の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（長期信用銀行持株会社の常務に従事する取締役を除く。）。以下この号及び次号において「役員等」という。）を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の二　役員等の選退任があつた場合（役員等の選退任の前に、役員等を選任しようとする旨又は役員等が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

第二十六条第三項第三号の二の次に次の六号を加える。

三の三　外国所在長期信用銀行持株会社を代表する取締役若しくは執行役若しくはこれらに類する職にある者若しくは当該外国所在長期信用銀行持株会社の常務に従事する取締役若しくは執行役若しくはこれらに類する職にある者（以下この号及び次号において「外国所在長期信用銀行持株会社の役員等」という。）を選任しようとする場合又は外国所在長期信用銀行持株会社の役員等が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の四　外国所在長期信用銀行持株会社の役員等の選退任があつた場合（外国所在長期信用銀行持株会社の役員等の選退任の前に、外国所在長期信用銀行持株会社の役員等を選任しようとする旨又は外国所在長期信用銀行持株会社の役員等が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

三の五　会計参与を選任しようとする場合又は会計参与が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の六　会計参与の選退任があつた場合（会計参与の選退任の前に、会計参与を選任しようとする旨又は会計参与が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

三の七　会計監査人を選任しようとする場合又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の八　会計監査人の選退任があつた場合（会社法第三百三十八条第二項の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選退任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

第二十六条第三項第五号中「第五条の七第一項各号」を「長期信用銀行持株会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は第五条の七第一項各号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五の二　法第十六条の四第三項本文に規定する場合に該当して子会社対象会社（同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。第八号において同じ。）以外の会社を子会社としようとする場合

第二十六条第三項第八号中「法第十六条の四第一項に規定する子会社対象会社をいう。）」を削り、同項第九号中「の会社」の下に「及び事業再生会社」を加え、同条第九項中「第十三条の二第一項第十二号」の下に「又は第十二号の二」を加え、「同号に規定する会社は、長期信用銀行の」を「同項第十二号に規定する特定子会社は、長期信用銀行の」に改め、「第十六条の四第一項第十一号」の下に「又は第十一号の二」を加え、「同号に規定する会社は、長期信用銀行持株会社」を「同項第十一号に規定する特定子会社は、長期信用銀行持株会社」に改める。

第二十六条の二の六第二項第三号ただし書中「前項第一号イ、ロ若しくは同項第二号」を「前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号」に改める。

第二十六条の二の七の二第三号イ、第二十六条の二の九第一項及び第二十六条の二の十四第一項中「第四十五条各号」の下に「（第三号及び第四号を除く。）」を加える。

第二十六条の二の十六第一項中「第三十七条第一項各号」の下に「（第二号を除く。）」を加える。

第二十六条の二の二十一第一項中「第三十七条の三第一項各号」の下に「（第二号及び第六号を除く。）」を、「次項」の下に「及び第三項」を加え、同条第三項中「第三十七条の三第一項各号」の下に「（第二号及び第六号を除く。）」を加える。

第二十六条の二の二十三第一項第一号中「まで」の下に「に掲げる事項」を加える。

別紙様式第八号及び別紙様式第九号中「第16条の4第3項」を「第16条の4第6項」に改める。

（信用金庫法施行規則の一部改正）

第四条　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第十七号中「第五十条第三項第六号」の下に「及び第五項」を、「第六十四条第三項」の下に「、第七十条第五項第八号」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第十三条第五号中「役員」の下に「、会計監査人」を加え、同条に次の一号を加える。

六　金庫の事業の内容及び方法が預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。）の保護その他の信用秩序の維持の観点から適当であること。

第十七条第一号中へをトとし、ホをヘとし、ニの次に次のように加える。

ホ　法第五十四条の二第一項の規定による認可を受けて行う同項各号に掲げる業務

第十七条第二号ロ中「法第五十四条の二十三第三項」を「第五十四条の二十三第六項」に、「第五十三条第四項第一号」を「第五十三条第四項第一号イ」に改める。

第十八条第一項中「、第六十六条第五項」を「並びに第六十六条第六項」に、「第七十条第九項」を「第六十九条の二第四項、第七十条第十三項」に、「第三号及び第四号」を「第三号及び第四号」に改め、同項第四号中「受けた株式又は持分」を「受けたもの」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「、議決権」を「及び議決権」に改め、「及び当該株式又は持分を所有することとなつた日から十年を超えて当該株式又は持分を所有する場合」を削り、同号を同項第四号とし、同項第二号中「規定する投資事業有限責任組合」の下に「（以下この号及び第六十九条の二第一項において「投資事業有限責任組合」という。）」を加え、「、議決権」を「及び議決権」に改め、「及び当該株式又は持分を所有することとなつた日から十年を超えて当該株式又は持分を所有する場合」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定により元本の補塡又は利益の補足の契約をしている金銭信託以外の信託に係る信託財産である株式又は持分（当該株式又は持分に係る議決権について、委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該議決権の保有者に指図を行うことができるものを除く。）

第十八条第三項中「第一項第四号」を「第一項第五号」に改める。

第五十条中第十一項を第十二項とし、第七項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第六項第一号ロ中「すべて」を「全て」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　法第五十三条第三項第七号の二に規定する内閣府令で定めるものは、外国銀行（同項第七号に規定する外国銀行をいう。以下同じ。）の銀行法第十条第一項及び第二項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第八号及び第八号の二を除く。）の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。）の代理又は媒介とする。